

文化庁との連携による新たな文化政策の展開について

【担当省庁】 文部科学省

文化庁の移転を控え名実ともに文化首都となる京都から文化庁のリーダーシップのもと、次世代への文化の継承も踏まえた新たな文化政策を全国に波及できるよう、以下の措置を講じていただきたい。

- 次世代を担う子どもたちが古典に息づく精神や技を学ぶ機会を創出するため、府内全小中学校を対象とした生活文化（茶道・華道等）の専門家派遣制度について、全国一律の制度とするとともに、伝統文化親子教室事業について、減額された補助上限額の見直し
- 文化財の確実な次世代への継承に向けて、わら縄や和紙などの文化財で使用する素材・原材料を生産する生業等の継承を図るため、生業等の担い手確保や経営支援等素材・原材料の安定供給に向けた取組への支援拡大
- 現在の国の礎となった恭仁宮を、広く府民に知り・触れていただくための環境整備や府南部地域振興の核とする取組など、国民共有の財産であり、地域のシンボルである特別史跡・史跡の有効で効果的な活用整備に対する支援
- 障害者等による文化芸術活動推進事業において十分な予算を確保するとともに、地方障害者文化芸術活動推進基本計画を策定した自治体に対する確実な採択

京都府・京都市共同提案

- 令和4年度から文化庁共催となった「古典の日フォーラム」を引き続き古典の日推進委員会と共同して継続的に開催するとともに、古典のより深い理解につながる学習コンテンツの充実や活用等、「古典の日に関する法律」の趣旨にそって広く国民の古典への関心と理解を深めるよう11月1日を基軸に認知度向上に向けた取組の推進
- 新たに京都に配置された文化観光専門人材による各地域の特徴を見据えた施策の展開と成功事例の全国展開の推進
- 地域の祭礼・行事等の無形文化財の継承に向けて地域文化財総合活用推進事業の十分な予算の確保及び取組への支援
- 『文化財の匠プロジェクト』で示された国立の文化財修理センター（仮称）を速やかに京都に設置するとともに、独立行政法人国立文化財機構の文化財保護に関する総合的な調査研究施設の関西拠点を、大学や企業の研究施設等が集積する関西文化学術研究都市に設置し、産学官連携による最新の研究成果を国内外へ発信

京 都 府 の担当課	総合政策環境部	地域政策室(075-414-4486)
	文化生活部	文化政策室(075-414-4215)
		文化芸術課(075-414-4216)
	健康福祉部	障害者支援課(075-414-4608)
	商工労働観光部	文化学術研究都市推進課(075-414-5196)
	教育委員会	学校教育課(075-414-5831)
		高校教育課(075-414-5846)
文化財保護課(075-414-5896)		

【国の事業等】

■地域文化財総合活用推進事業〔文化庁〕 11.7 億円

地域の伝統行事や民俗芸能を支える保存会等を支援することにより、地域の文化振興・地域活性化を推進

■文化財保存等のための伝統技術継承等事業〔文化庁〕 1 億円

■障害者等による文化芸術活動推進事業〔文化庁〕 4.3 億円

障害者等による文化芸術の鑑賞や創造機会の拡大、発表機会の確保などを支援

■歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業〔文化庁〕 45 億円

■史跡等購入事業〔文化庁〕 100.2 億円

■伝統文化親子教室事業〔文化庁〕 14.9 億円

■文化芸術創造拠点形成事業〔文化庁〕 10.7 億円

■国立文化財修理センターの整備等〔文化庁〕 1.5 億円

■文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業〔文化庁〕 13 億円

■日本博 2.0

▶ 令和4年5月12日 日本博総合推進会議（第3回）

岸田首相「日本博2.0は日本の美と心の中核としつつ、様々な方々の参画で、新しい価値創造を進め、文化の力で、社会課題の解決と経済社会の新しい成長に挑戦する重要な政策。2025年の大阪・関西万博に向けて、日本博2.0により社会をシフトアップしていくよう、積極的な取組を進めてほしい。」

■東京文化財研究所（東京都台東区）

▶ （独）国立文化財機構の文化財保護に関する総合的な調査研究の拠点施設。日本の有形文化財・無形文化財と、それらの保存修復技術についての研究を行う。

【京都府の取組】

■京都の文化次世代継承事業 65 百万円

▶ 文化庁の京都移転を契機に、府域の全小中学校（特別支援校含む、京都市立除く）を対象に生活文化（茶道・華道等）を実体験することで、日本人が大切にしてきた古典に息づく技や精神の気づきの機会とする。

■障害者文化芸術振興事業 35 百万円

▶ 大学、芸術家、福祉事業者、企業、美術館、自治体等の関係機関で構成する「きょうと障害者文化芸術推進機構」を核として、障害者の芸術活動を支援

■京の史跡・歴史遺産活用整備事業 13 百万円

▶ 国指定史跡「恭仁宮」

奈良時代の約3年、平城宮から大極殿などを移築して遷都した都で、聖武天皇が墾田永年私財法や国分寺建立の詔を發布した都。小型モビリティやデジタル技術導入、活用整備に向けた土地取得・施設建設に対する予算拡充が必要